

第3章 労働組合の資格審査等

第1節 労働組合の資格審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和4年中に取り扱った労働組合の資格審査は366件で、このうち前年からの繰越が266件、新規係属が100件であった(資料<統計表>第39表)。

(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は30件減少し、新規係属件数は47件減少した(資料<統計表>第39表)。

2 新規係属状況

(1) 係属事由

新規係属100件を係属事由別にみると、不当労働行為救済申立てに伴うものが89件、法人登記のためのものが11件であった(資料<統計表>第41表)。

(2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和4年の全国都道府県労委の新規係属総件数は375件であり、前年より43件減少した。

当委員会に係属した新規件数100件を全国比で見ると26.7%となり、前年より8.5ポイント減少した(資料<統計表>第40表)。

3 終結状況

(1) 終結件数

令和4年中の取扱件数366件のうち、102件が終結した。終結件数は、前年より28件減少した(資料<統計表>第39表)。

(2) 終結区分

終結した102件を終結区分別にみると、資格あり35件、打切65件、取下2件となっている(資料<統計表>第39表)。

(3) 係属事由別終結状況

終結状況を係属事由別にみると、①不当労働行為救済申立てに係るものは87件で、うち資格ありが22件、本案の和解成立ないし和解以外の取下に伴う打切が65件、②法人登記に係るものが15件で、資格ありが13件、取下が2件となっている(資料<統計表>第42表)。

第2節 労働関係調整法第37条違反被疑事件

令和4年中に取り扱った事件は、1件であった。ごみ収集運搬業をしている中島運輸労働組合は、公益事業であるにもかかわらず、争議予告通知をしないでストライキを行った。当委員会は、6月7日、第1794回公益委員会議において労働関係調整法第42条の処罰請求を行わないことを決定した。

第3節 認定告示

令和4年中に、地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定に基づいて、労働組合法第2条第1号に規定するいわゆる非組合員の範囲の認定手続の開始を決定した事件は1件であり、申請どおり認定し、これを告示した(第12表)。

第12表 認定告示一覧

事件番号	申出者	申出年月日 申出事由	認定手続 開始日	認定手続 終了日	認定 内容	告示年月日 告示番号
4認1	東京都 下水道局	R4.4.12 組織改正	R4.4.19 (1791回)	R4.5.24 (1793回)	申請 どおり	R4.6.15 4告示第5号 東京都公報 第17597号

※「認定手続開始日」及び「認定手続終了日」欄の()内は、公益委員会議の回数である。